

「協働の事業」に関する仕様書

下記事業の実施に当たり、「協働の事業」に関する協定書に基づき、次の取り決めにて行う。

1 事業名

統計調査員運営事業

2 事業目的

統計法に基づき行われる各種統計調査の結果は、行政の基礎資料として利用され、協働でつくる自治のまちづくりにも活かされる。これら各種統計調査の実務を行う指導員及び調査員は、担当調査区内の世帯や事業所を訪問するため、地域の実情を理解した者を任命する必要がある。このことから、東海村統計調査条例に基づき村長が委嘱する村統計調査員候補者を各地域の実情を熟知している自治会から村に報告してもらうことで、各種統計調査を担う適切な人材の確保を主な目的とする。

3 事務名

東海村統計調査員の推薦

4 事務主体

東海村 総務部 総務課 統計・IT管理担当

村統計調査員に欠員が生じた各単位自治会及び新たに設置が必要となった各単位自治会

5 事務の履行期間

平成29年2月15日から平成29年3月31日

6 事務内容及び進め方

・各単位自治会は、村統計調査員の欠員数に基づく村からの依頼に応じて、下記の(ア)から(オ)すべての要件を満たす者を本人の了承を得、候補者として村に書面で報告する。

(ア) 責任をもって調査事務を遂行できる者であって、原則として20歳以上の者
(イ) 秘密の保護に関し信頼のおける者

(ウ) 税務・警察に直接関係のない者

(エ) 選挙に直接関係のない者

(オ) 暴力団員その他の反社会的勢力に該当しない者

・各単位自治会からの候補者の報告後、各候補者に対して、村が個別に交渉を行い、村統計調査員就任を依頼する。

・村統計調査員には、一人当たり年額9,000円の報酬が支払われる。

7 その他

(1) 「協働の事業」に関する協定書及び本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに協議すること。

(2) 個人情報の取扱いに関しては、十分留意すること。

別紙

「協働の事業」に関する仕様書

下記事業の実施に当たり、「協働の事業」に関する協定書に基づき、次の取り決めにて行う。

記

1 事業名

東海村表彰（善行賞表彰）に関する事業

2 事業目的

東海村表彰（善行賞表彰）は、ボランティア活動など、村民の模範となる行為をした者に対し、その功績等を称え、及び謝意を表することにより、村民の福祉の増進、文化の向上等を図り、もって村政の発展に寄与することを目的として実施している。

地域で地道な活動を継続している個人や団体については、村だけでは把握が困難であるが、自治会から推薦を受けることで把握をすすめることが期待でき、優れた取り組みを積極的に表彰していくことにつなげようとするものである。

3 事務名

東海村表彰（善行賞表彰）候補者の内申

八

4 事務主体

東海村 総務部 総務課 総務法制担当

村内各単位自治会

5 事務の履行期間

平成29年2月1日から平成29年3月31日

6 事務内容及び進め方

- (1) 村は、2月下旬から3月上旬に各自治会長宛に善行賞表彰候補者の内申について文書で依頼する。
- (2) 自治会は、3月末までに当該依頼文に記載された内申の基準（活動年数等）を満たす善行を行っている個人又は団体を把握している場合は、内申書を作成し、村へ提出する。
- (3) 村は、内申された候補者について、東海村表彰審査会の審査等を経て、表彰の適否を決定する。

7 その他

「協働の事業」に関する協定書及び本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに協議すること。

別紙

「協働の事業」に関する仕様書

下記事業の実施に当たり、「協働の事業」に関する協定書に基づき、次の取り決めにて行う。

1 事業名

クリーンアップとうかいキャンペーン事業

2 事業目的

環境美化及び環境保全に対する意識高揚を図るため、村内各団体に参加を呼びかけ、村内一斉クリーン作戦を実施する。

3 事務名

村内一斉クリーン作戦

4 事務主体

各单位自治会

東海村 村民生活部 環境政策課 環境保全担当

5 事務の履行期間

年2回 春（5月下旬～6月上旬）、秋（10月下旬～11月上旬）

6 事務内容及び進め方

- (1) 村からの協力依頼文書に基づき、単位自治会内に周知する
- (2) 単位自治会ごとに参加人数・集積場所等を集約し、村へ報告する
- (3) 村から指定コミセンに配布された回収袋を受領し、配布する
- (4) クリーン作戦を実施する

7 その他

本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、担当課と十分に協議を行い、事務を行うこと。

別紙

「協働の事業」に関する仕様書

下記事業の実施に当たり、「協働の事業」に関する協定書に基づき、次の取り決めにて行う。

1 事業名

緑地保全事業

2 事業目的

前谷津、真崎城跡の保全事業については、双方とも自治会からの要望書の提出をきっかけとして開始した事業であり、自治会と村との協働によるみどりのまちづくりの実現、自然と共生する生活の確保を目的として実施するものである。

3 事務名

緑地保全協働活動の日程調整・周知、現場での保全作業

4 事務主体

前谷津…内宿2区自治会・岡区自治会

真崎城跡…宿区自治会

東海村 村民生活部 環境政策課 環境計画・緑化推進担当

5 事務の履行期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日

6 事務内容及び進め方

- (1) 年1回の保全活動日を前谷津、真崎城跡に関わる単位自治会と村で調整して、決定する。
- (2) 単位自治会内へ周知、参加を呼びかける
- (3) 保全活動を実施する

7 その他

「協働の事業」に関する協定書及び本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに協議すること。

別紙

「協働の事業」に関する仕様書

下記事業の実施に当たり、「協働の事業」に関する協定書に基づき、次の取り決めにて行う。

1 事業名

ごみ集積所の設置及び管理運営に関する業務

2 事業目的

世帯数増加に伴うごみ集積所新設・移転・廃止の申請に対して許可をし、集積所の衛生面等の維持管理の指導を行う。

自治会加入者向けに、ごみ集積所設置基準を緩和することにより、自治会加入促進が期待できる。

3 事務名

単位自治会加入者がごみ集積所新設届出書を提出する際の経由・確認

4 事務主体

各単位自治会

東海村 村民生活部 環境政策課 ごみゼロ推進室

5 事務の履行期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日

6 事務内容及び進め方

- ・集積所1ヵ所あたりの住宅戸数は原則10戸以上であるが、単位自治会新規加入を促進するために、単位自治会加入世帯は班編成を条件に5戸以上としている。ごみ集積所新設届者は、単位自治会の加入確認のため単位自治会長を経由して新設届出書を村に提出する。
- ・ごみ集積所新設届出者が単位自治会加入者であることを確認し、届出書へ確認印を押印する

7 その他

「協働の事業」に関する協定書及び本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに協議すること。

別紙

「協働の事業」に関する仕様書

下記事業の業務実施に当たり、「協働の事業」に関する協定書に基づき、次の取り決めにて行う。

1 事業名

民生委員・児童委員候補者の推薦に関する業務

2 事業目的

住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う民生委員・児童委員について、3年に一度の一斉改選時または任期途中の退任時に、後任候補者の推薦を行う。

3 事務名

民生委員・児童委員候補者の推薦

4 事務主体

東海村 福祉部 福祉保険課 地域福祉推進担当
村内各単位自治会

5 事務の履行期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日

6 事務内容及び進め方

民生委員・児童委員（任期 平成25年12月1日から平成28年11月30日）は、単位自治会の区域を基盤に、地域住民のために活動を行うボランティアである。このような、地域に根ざした活動を行う委員の推薦には、地域の実情をよく把握し、自治会をはじめとする地域組織と十分な連携を図ることのできる適任者の確保が不可欠である。そのため、自治会に候補者の推薦を依頼する。

(1) 民生委員・児童委員に対する意向調査（福祉保険課）

(2) 自治会長への推薦依頼

※現職民生委員等も協力

(3) 自治会長から福祉保険課へ「民生委員候補者推薦届」の提出

(4) 東海村民生委員推薦会での協議及び茨城県への内申

(5) 茨城県社会福祉審議会での協議及び厚生労働省への内申

(6) 厚生労働省での決定

(7) 福祉保険課から自治会長への通知

7 その他

「協働の事業」に関する協定書及び本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに協議すること。

別紙

「協働の事業」に関する仕様書

下記事業の実施に当たり、「協働の事業」に関する協定書に基づき、次の取り決めにて行う。

1 事業名

敬老会事業

2 事業目的

75歳以上の高齢者を招待し敬老会を開催し、長寿を祝い敬意と感謝の意を表す。

3 事務名

敬老会開催協力

4 事務主体

東海村 福祉部 介護福祉課 高齢支援担当、東海村社会福祉協議会
単位自治会

5 事務の履行期間

平成28年9月10日（土）（予定）

6 事務内容

(1) バス添乗業務

・文化センターからバスに添乗し、バス運転手に停車場所までの道案内。バスの中で招待客に地区別シールの配布。

(2) バス停車場所での乗降補助

・招待客がバスに乗降する際の補助を行なう。

(3) 文化センター玄関前での誘導

・招待客に足元を注意するように促し、安全に玄関前まで誘導する。

7 その他

詳細が決まり次第、説明会を開催します。

別紙

「協働の事業」に関する仕様書

下記事業の実施に当たり、「協働の事業」に関する協定書に基づき、次の取り決めにて行う。

1 事業名

阿漕ヶ浦周辺整備構想の推進事業

2 事業目的

阿漕ヶ浦周辺地域は、これまで阿漕ヶ浦周辺の遊歩道の整備や村松保育所・宿幼稚園の一元化に伴う施設の跡地利用、平成31年の開催される茨城国民体育大会、国道245号の4車線化整備や五反田線延伸の跡地利用も含め、村松周辺は様々な事業や計画があります。このようなことから、周辺地域と調和のとれた整備を推進し、当該地域の活性化を図ることを目的とする。

3 事務名

阿漕ヶ浦周辺整備構想説明会の出席者調整

4 事務主体

東海村 建設農政部 都市整備課 都市計画推進担当

真崎区自治会

宿区自治会

5 事務の履行期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日（年1回程度）

6 事務内容及び進め方

阿漕ヶ浦周辺構想説明会に伴う出席者調整

7 その他

「協働の事業」に関する協定書及び本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに協議すること。

別紙

「協働の事業」に関する仕様書

下記事業の実施に当たり、「協働の事業」に関する協定書に基づき、次の取り決めにて行う。

1 事業名

青少年相談員運営事業

2 事業目的

青少年相談員連絡協議会を設置し、青少年相談員活動の推進及び研究、情報交換を行い、青少年相談員の資質向上と地域社会における青少年を取り巻く社会環境の浄化、青少年の健全育成と非行防止に資することを目的とする。

3 事務名

青少年相談員の選出

4 事務主体

東海村 教育委員会 生涯学習課 青少年担当
村内各単位自治会

5 事務の履行期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日

6 事務内容及び進め方

青少年相談員（任期 平成29年4月1日から平成31年3月31日）は、地区内の青少年の実態把握、青少年を取り巻く環境の浄化など、地域に根ざした活動を行う役職であり、活動を行う上では、自治会組織との連携は不可欠である。そのため、自治会において適任者の選出を依頼する。

- (1) 自治会連合会定例会において、事業内容等の説明を実施する。
- (2) 「東海村青少年相談員の推薦について（依頼）」を自治会長宛に通知する。
- (3) 自治会において、適任者の人選及び推薦者の報告を行う。

7 その他

当該青少年相談員が任期中に、やむを得ない事情により、退任することとなった場合は、前任者の在任期間について、新たな青少年相談員の人選及び推薦者の報告を行うものとする。